

第19回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 平成31(2019)年1月21日(月) 午後1時30分
場 所 大田原市役所 3階301・302会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法施行規則第29条第1号の届出について
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第3号 非農地証明願について
- (5) 議案第4号 農地法第3条買受適格証明願について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画について
- (7) 議案第6号 農地中間管理事業について
- (8) 議案第7号 大田原農業振興地域整備計画の変更について
- (9) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について

5 出席委員(17名)(法律第27条第3項規定)

- | | |
|-------------|------------|
| 1 番 木村 光一 | 2 番 清水 眞理子 |
| 3 番 石崎 陽一 | 4 番 唐橋 洋子 |
| 5 番 小沼 伸枝 | 6 番 吉成 一 |
| 7 番 助川 悦夫 | 8 番 越沼 良 |
| 9 番 鈴木 賢一 | 10 番 相馬 和恵 |
| 11 番 細岡 則雄 | 12 番 高崎 真一 |
| 13 番 佐藤 長次 | 14 番 荒井 一夫 |
| 15 番 中山 知代子 | 16 番 阿見 芳 |
| 17 番 津久井 勝之 | |

6 欠席委員 なし

7 参加した農地利用最適化推進委員(8名)

- 黒羽地区：川上 充 小室 正善 川嶋 雅彦 田代 保
川西地区：渡邊 政義 室井 佐稔 石井 久夫
両郷地区：菊池 正美

8 本委員会に出席した職員

- (1) 事務局長 長谷川 淳
- (2) 農業振興係長 伊藤 甲文

- (3) 農地調整係長 田 上 建 二
- (4) 農地調整係主査 須 藤 義 尚
- (5) 農地調整係主事 長谷川 慎 弥
- (6) 農業公社事務局係長 小 林 正 尚
- (7) 農政課農政係主幹 五月女 博 子
- (8) 農政課農政係主査 田 口 靖 貴
- (9) 農政課農政係主事 平 石 健 一
- (10) 農政課農政係主事 和 久 翔一郎

9 傍聴人 なし

開会の宣言

午後1時30分 開 会

大田原市農業委員憲章唱和（全委員）

事務局（長谷川 淳） それでは早速荒井会長のご挨拶からお願いします。

議長挨拶（荒井 一夫） <あいさつ>

議 長（荒井 一夫） 本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第19回農業委員会総会を開会いたします。

議 長（荒井 一夫） 議事に入る前に議事録署名人の選任ですが、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なし>

議 長（荒井 一夫） 異議なしと認め、議事録署名人には4番唐橋委員、5番小沼委員を指名いたします。会議の書記につきましては事務局の伊藤係長をお願いいたします。

それでは議事に入ります。報告第1号「農地法施行規則第29条第1号の届出について」を上程します。事務局からの説明を願います。

事務局（須藤 義尚） それでは、資料の1ページをご覧ください。農地法施行規則第29条第1号の届出についてでございます。農地を農地以外のものに転用する場合には、原則として農業委員会の許可を受けなければなりません。例外規定が設けられております。

本件は、農地197.2㎡を農業用施設である牛舎を建設するため転用するものであり、例外規定である「農地200㎡未満を農業用施設用地に転用するもの」に該当いたします。平成30年12月18日付で農地法施行規則第29条第1号の例外規定に該当することの証明願が提出され、会長先決により平成30年12月26日付で証明したことをご報告するものです。

<総会資料に基づき読み上げ。1ページ>

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は6件あります。はじめに事務局からの説明を願います。

事務局 (須藤 義尚) <総会資料に基づき読み上げ。2ページ>

議 長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。中山委員。

現地調査担当委員 (中山知代子) 去る1月16日現地調査班第2班及び事務局とともに現地調査を行いましたので、調査結果について報告いたします。ただいまの農地法第3条の規定による許可申請6件について、地元推進委員および事務局からの報告により調査、検討した結果、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第1号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は3件です。事務局から説明を願います。

事務局 (田上 建二) <総会資料に基づいて読み上げ。3～5ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。中山委員。

現地調査担当委員 (中山知代子) 調査結果について報告します。ただいまの農地法第5条の規定による許可申請3件について地元推進委員と現地調査をしたところ、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明及び現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。相馬委員。

相馬 和恵委員 申請番号2番の現況面積の表記が538の内393㎡とありますが、これは今後分筆するのですか。

事務局 (田上 建二) 元々、枝番がない地番を何年か前にこの538㎡に分筆してこの地番にしています。そのうち、今回一般住宅を建てるために必

要な面積が393㎡であります。事務局に相談があったときに、この538㎡の面積でも大丈夫ですと話しましたが、そんなに要らない、393で結構ですということで、393㎡に分筆し直すとのことでした。

議長（荒井 一夫） その他ございますか。

<質疑なし>

議長（荒井 一夫） それでは他に質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第2号は原案のとおり許可することといたします。

次の議案第3号は私が議事参与に当たる案件がありますので、ここで、議長を佐藤会長職務代理者とバトンタッチいたします。

<議長交代>

議長（佐藤 長次） それでは、会長と議長を交代いたします。次に、議案第3号「非農地証明願について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局（長谷川慎弥） <総会資料に基づいて読み上げ。6～7ページ>

議長（佐藤 長次） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。中山委員。

現地調査担当委員（中山知代子） 調査結果について報告いたします。ただいまの非農地証明願の番号1番及び2番の2件について地元推進委員と現地調査をしたところ、申請地及び周辺の状態から見て、20年以上前から非農地であったもの、また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われまます。以上報告いたします。

議長（佐藤 長次） 事務局からの説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長（佐藤 長次） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案のうち、申請番号1番及び2番の2件を原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（佐藤 長次） 全委員賛成と認めます。議案第3号、申請番号1番及び2番の2件は、原案のとおり証明することといたします。

引き続き、議案第3号、申請番号3番を上程します。本件は議事参与に該当しますことから、14番荒井一夫委員は退室願います。

<荒井一夫委員退室>

議長（佐藤 長次） 事務局から説明を願います。

事務局（長谷川慎弥）　＜総会資料に基づいて読み上げ。８ページ＞

議長（佐藤 長次）　次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。中山委員。

現地調査担当委員（中山知代子）　調査結果について報告いたします。ただいまの非農地証明願の番号３番について地元推進委員と現地調査をしたところ、申請地及び周辺の状況から見て、２０年以上前から非農地であったもの、すみません１０年以上ですね。また、農地への復元が困難なものと推測しますので、何ら問題ないと思われれます。以上報告いたします。

議長（佐藤 長次）　事務局からの説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜吉成委員挙手＞

議長（佐藤 長次）　吉成委員。

吉成 一委員　今現地調査担当委員から１０年以上前とありましたが、２０年以上前ではないか。

現地調査担当委員（中山知代子）　すみません。２０年以上前です。

議長（佐藤 長次）　今誤って報告しました。２０年以上前ということであります。その他ございませんか。

＜質疑なし＞

議長（佐藤 長次）　質疑がないようですので、採決いたします。本議案を原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議長（佐藤 長次）　全委員賛成と認めます。議案第３号申請番号３番は、原案のとおり証明することといたします。

荒井委員は入室願います。

＜荒井一夫委員入室＞

議長（佐藤 長次）　荒井委員が戻られましたので、ここで、議長を交代します。ありがとうございました。

＜議長交代＞

議長（荒井 一夫）　それでは改めまして議長を務めさせていただきます。

次に、議案第４号「農地法第３条買受適格証明願について」を上程します。願い出は３件です。はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川慎弥）　議案第４号「農地法第３条買受適格証明願について」は、今回３件提出されています。まず、買受適格証明についてですが、税金の滞納により市が差し押さえ、公売に掛けられる土地を取得するには、その者が農地を買うことに適格であることを証明する買受適格証明を申請し、それにより公売に参加することが可能となっております。また、農地法第３条の許可申請も同時に提出されており、落札した者は売却通

知書を提出し付帯決議により会長専決により同日付で許可書の発行も行っているところです。

<総会資料に基づいて読み上げ、9～11ページ>

議長 (荒井 一夫) 現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。

現地調査担当委員 (中山千代子) 調査結果について報告します。

ただいまの大田原市の公売農地3件について、第3条買受適格申請に基づき地元推進委員からの報告により調査、検討した結果、すべての願い出人は農業に従事しており、経営の規模拡大を図るため入札の参加を考え、申請したとのことであり、特に問題ないと思われます。以上報告いたします。

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

議長 (荒井 一夫) 本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は、原案どおり証明することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (小林 正尚) <総会資料に基づいて一部読み上げ、12～22ページ>

農地所有者代理事業 計34件

農地売買等事業 計38件

農地中間管理機構特例事業 計4件

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<質疑なし>

議長 (荒井 一夫) それでは質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号は、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第6号「農地中間管理事業について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 (平石 健一) <総会資料に基づいて読み上げ、23～24ページ>
農用地利用集積計画 計5件
農用地利用配分計画 計5件
- 議長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。
<質疑なし>
- 議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。
本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
<全委員起立>
- 議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり承認することといたします。
次に、議案第7号「大田原農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。はじめに事務局から説明願います。
- 事務局 (田口 靖貴) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>
農用地区域からの除外 計6件 18,432㎡
農用地区域への編入 計1件 485㎡
- 除外申出地の5件目、場所等は資料のとおりであります。この申出地については、農振除外、農地転用の許可が下りる前に事前着工しているのではないかという情報があったため、先日現地を確認してまいりました。現地は梨畑でしたが、この除外申請の前から来年以降、梨の栽培をしないと耕作者が決めていたため、そのままにしておきますと梨の木が病気になって周辺の梨農家へも病気がうつることを配慮し、既に木は切られており、伐根もされております。また、申出地は傾斜地のため雨などで土が流れないように、また、水が流れ込まないようにする目的で石積みによる土留めが整備されておりました。これにつきまして農業委員会に確認しましたところ、梨の木を抜いただけで畑として耕作できる状況にあること、また、土留めについても農地保全のためやむを得ないと判断できることから、事前着工には当たらないという判断でした。
- 続きまして、除外申出地の6件目、場所等は資料のとおりであります。変更の理由に事務所の建設も追加されております。また、この申出地は昨年度も申請がありましたが、取り下げとなった案件であります。3筆のうち東側の三角形の土地を除く2筆の申請で、利用目的が駐車場のみというものでしたが、農地転用の見込みがないこと、農用地区域の縁辺部、これは2辺が非農用地に接していることを言いますが、それではなかったことから、申請取下げとなりましたが、今回は東側の三角地を含む3筆での除外申請となっていることから、農用地区域の縁辺部に

該当し、利用目的も駐車場だけではなく、事務所と車庫の建設も含まれていることから農地転用の見込み、可能性があるとのことから、再申請となっております。

以上よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

<事務局挙手>

議長 (荒井 一夫) はい、事務局。

事務局 (田上 建二) 農業委員会事務局から2つの案件について補足説明させていただきます。

まず、除外申出番号5番ですが、以前は梨畑として利用していた農地であります。許可前に木の伐採、伐根、土地の整地を行ってしまったことで、農地の形状は変わってしまいましたが、現状は依然農地として回復できる状況にあります。通常、転用に係るスケジュールについては、農振除外が完了してから農地転用の申請を行い、許可を得てから転用に着手しなくてはならないことになっております。今回申請者が3月にイベントを控えているということで、事前に農地の形状を変えてしまっておりますが、依然農地として回復することができる状況にありますことから、一度農地に回復してから、別途一時転用として許可申請される予定になっております。一時転用とは、短期間に一時的に農地以外の目的で利用して、目的達成後は再度農地に復元することが条件で一時的な転用を認めるというものです。

次に除外申出番号6番については、以前に一度取り下げとなった案件であります。申請地は、農振農用地であり、第1種農用地になりますので、原則転用許可することができない場所になりますが、例外規定に該当すれば許可することができます。前回の申請は集落に接続していない状況で、駐車場だけの土地利用であったため、例外規定に該当せず、また、面積が3,000㎡を超える案件で栃木県農業会議の常設審議委員会で許可を得ることができる見込みがないなどの理由により、取り下げになっております。今回の申請では、集落に接続して転用されることや事務所・車庫を新たに建築して駐車場を整備することに変更されておりますので、例外規定に該当し、また、栃木県農業会議の常設審議委員会でも許可を得ることができる見込みになっております。補足説明については以上です。

議長 (荒井 一夫) それでは、現地調査担当委員の代表から、現地調査の結果をご報告願います。中山委員。

現地調査担当委員 (中山知代子) 調査結果について報告します。ただいまの大田原農業振興地域整備計画の変更にかかる農用地区域からの除外申出6件について、まず、番号1番から4番までの4件については、地元推進委

員と現地調査したところ、何ら問題ないと思われます。番号5番については、事務局から説明がありましたとおり、以前は梨畑として利用しておりましたが、木の伐採、伐根、整地等を行ったことで農地の形状は変わっておりますが、依然農地として回復できる状況にあります。別途、一時転用として一時的に農地以外の目的で利用して目的達成後、再度農地に復元するとのことであれば問題ないと思われますが、そこについては皆さん、意見を交わしていただきたいと思います。

また、番号6番については、事務局から説明がありましたとおり、以前に一度不許可とした案件でありますが、前回の申請は集落に接続しておらず、駐車場のみの土地利用であったのに対し、今回の申請は集落に接続して土地利用されることや事務所・車庫を新たに建築して駐車場を整備することに変更されておりますので、農地転用許可の見込みがあれば問題ないと思われます。

次に農用地区域への編入申出1件については、地元推進委員と現地調査したところ、何ら問題ないということにまとまったのですが、ここでも優良農地について、皆さんの意見を聞きたいと思います。以上報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<何人か挙手あり>

議 長 (荒井 一夫) 佐藤委員。

佐藤 長次委員 番号5番の件ですが、事前着工ということで報告があったかと思います。基本的には、申請したからすぐに着工するということでは、いけないというのが原則だと思います。砂利を入れたとか、本来であれば写真を撮っていただければ、私どもももう少し分かったかと思います。報告の内容ですと、現地調査委員の見解としても事前着工であるということが報告されました。私も過去にもこの様ないろいろな問題で即採決して認めるということをストップした事例がございます。我々農業委員としては公正、公平な仕事でありますので、そのような見方から言えば、今回あえて採決で賛成するのではなく、一回保留ということで、再度現地を、土砂が崩れるから砂利を入れているという案件かと思いますけど、やはりやったことは問題だと思います。なので、程度の問題で、どのように皆さんが判断するかということは、慌てないでもう一度検討してもいいのではないかとすることを提案したいと思います。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 (荒井 一夫) ありがとうございます。続いて木村委員。

木村 光一委員 1番の農業委員の木村でございます。この5番の案件は、私の

目と鼻の先の事案でございます。たまたま私も調査班の一員として加わっています。私も、しばらく申請者が工事している様子だったので、本堂の工事かなと思ったのですが、駐車場の案件で後々の話だなという感じでいました。これは恐らく早急に立ち上がったことだと思ひまして、そのことも皆さんにお伝えします。中山委員の見解というところで、事務方のニュアンスとしてはプラスの方向かなということでございましたが、中山委員の言葉の端には、この案件については、いろいろと皆さんに十分協議をした中でお願いしたいということが伝わってきたと思ひます。また、佐藤委員からも早急な判断は差し控え、期間を置いた中で調整する案件であると申し出をいただきました。まさに私も地元として事前工事を見過ごしたことで責任の一端を感じており、皆さんに衷心よりお詫び申し上げるところでございます。この案件については並々ならぬ覚悟で臨んでおります。そのことも事務方でも十分お含みおき願ひます。本堂建立に際して、それに伴う農振除外という感じでございますが、私も4日間かけてこの案件を調査しております。まだこれからも調査しなければならぬこともあります。その中でいろいろと細かいところは申し述べませんが、もう少し慎重に審議する案件であると思ひております。あまり時間をかけて発言するのも差し控えますが、心の中では皆様方に詳しく説明する義務もございまして、その辺のところではいろいろと差しさわりのあることもありますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 (荒井 一夫) その他、ご意見等ございましてか。

<清水委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、清水委員。

清水 眞理子委員 湯津上地区ということで、私も木村委員同様に地元ということで現地を見てまいりましたが、現地調査班と地元の方は現地を見ていることと思ひますが、他の委員の皆さんは突然の話ということもあるでしょうし、状況もよくつかめないところもあるかと思ひますので、今回は保留というような形にもっていったいいのではないかと思ひます。もう少し慎重審議したらいいのではないかと思ひます。

議 長 (荒井 一夫) 現地調査班でない方は、どういう状況でどうなのか分かりにくい、図面だけではよくわからないところがあるのですが、先ほどから出ている内容については、事前着工だとか、砂利が入っているとか、現状を考えたときに、早急な反対をしないほうがいいのではないか、あるいは今回はもう少し検討した方がいいのではないかというようなご意見が出ていますが、他の皆さんはどのようなお考えでしょうか。

<誰も挙手しない>

議 長 (荒井 一夫) 現場を見た方は色々、ご意見、感じるところがあるのでしょうけれども、書類上だけではわかりにくいということがあるのかなと思いますが、ただ今の現地調査委員の報告と委員さんの考え方も踏まえて、他の皆さんがどのように考えているのかをお聞かせ願えればと思うのですがいかがですか。

<越沼委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、越沼委員。

越沼 良委員 この件でまだ確認したいことがあるのですが、伐根して、崩れないように土留めをしたということなのですけれども、最終的に駐車場にするにあたって土留めをする予定であったのか、あくまで一時的な処置のために土留めをしたのかどうかを確認したいのでよろしくお願ひします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の方では何かその点につきましてお願ひします。

事務局 (田口 靖貴) 土留めについては、13ページの図面で2つ並んでいる土地の北側土地の東と西に設置されています。西側から東側にかけて傾斜地、勾配がついています。西側の隣接がこの図面で見ますと農用地になっていますが、現況竹林になっています。雨が降った時にこちらから土が流れないように、当初から土留めは予定していたようです。東側についても、かなり段差はあるのですが、所有者の土地に土砂が流れないように同じように土留めを当初から予定していたようです。今回、梨の木を全部伐根したということで、土が流れやすい状態にあることから、当初から木を切った後に土留めをする予定であったと聞いております。ただそれが、今回の石積みのしっかりしたものなのか、簡易的な土留めを予定していたのかを事前には把握しておりませんでした。

越沼 良委員 最終的に駐車場に造成するにあたって、工事内容で作られる土留めなのか、緊急時であればそれはそれでいいとみなされる場合もあるのですけれども、最終的な駐車場に造成する前提で土留めがされているのであれば、緊急事態、非常時のことであっても事前着工と見なされてもやむを得ない場合があると思いますので、その辺も確認はしておいた方がよいのかなと。実際、駐車場にするにあたって、傾斜地は多分砂利を入れてならずのか、切土するのかなど、そこら辺も面積的にも調べていた方がいいのではないかと思いますのでよろしくお願ひします。

<木村委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、木村委員。

木村 光一委員 今回の越沼委員の質問について、地元委員としての見識ですが、私も造園業をやっております、その中で判断、農業委員としても判断しますが、もう少し事務局の説明の中に、私とこの前の調査班と湯津上

地区の2人が見た感じと、恐らく現場に行っていないからわからないと思いますが、石積みは本工事であると私は認識しております。実際、この案件について、私の方がどうのこうのということもありますが、先ほど申しましたように時間をかけて慎重審議していただく案件かなというところは申し上げておきます。また、仮にこれがこういう形になれば、私も地元ですからご案内しますし、そして大田原市農業委員会の総意を作っていないと、これから、やはり他市町からも見識が疑われる余地もございますので、これは事務方と一緒に整備して、確立した農業委員会であるように、また、地元の推進委員さんとも協力してやらないといけない案件かなと感じております。そこのところよろしくお願ひします。

議 長 (荒井 一夫) 私の方でも1点確認しておかなくてはいけない点があるのですが、先ほど佐藤委員から砂利の話が出たのですが、これについてはどんな状況でしょうか。

事務局 (田口 靖貴) 私が確認したのが先週の木曜日なのですが、その時には砂利を敷いているという確認はできておりませんでした。伐根して、根のあった穴の部分をショベルカーで土をならしている感じでした。あとは、大きな石を土留めとして積んでいるということでありました。

議 長 (荒井 一夫) はい、ありがとうございます。その他皆さんのからありますか。

<吉成委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、吉成委員。

吉成 一委員 私も現場を確認した一人ですが、昨日現場に行ってきたのですが、私も砂利を確認しておりません。現場を見た第一印象は、事前着工かなという印象がありました。

議 長 (荒井 一夫) これは、現場を見ないと意見が出ないというのがあるのかなと思うのですが、どうですかその他の委員さん。

<阿見委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、阿見委員。

阿見 芳委員 今話を聞いていますと、事前着工だろうという部分が大半なのかなと思います。ただ、これは一時転用の許可は出ているのですよね。

<事務局から「出ていない」と発言あり>

阿見 芳委員 出ていないですか。出ていないとすれば、仮に事前着工であると、また元に戻すことになる状況かと思いますが、であれば、少し時間をおいて、事務局サイドで変更があるみたいな感じなのですけれども、もう少し時間をおいても問題ないような気がします。一時保留ということで検討いただければいいのではと思います。

議 長 (荒井 一夫) いろいろなご意見があろうかと思いますが、その他にあ

りますか。

<複数委員挙手あり>

議長 (荒井 一夫) それでは、まず佐藤委員。

佐藤 長次委員 事務局の方から先ほど一時転用という話がございました。一時転用についても状況によっては、その許可も可能かと思いますが、今回は、どのような計画書が農政課に提出されたのか。最終的には農業委員会の決で採択して良いか悪いかを判断することになるわけではありますが、駐車場ということで申請者がこういった決まりごとがわからないまま着工してしまったのかどうか。こういったことがまずは一番大事なところだと思います。申請すればすべていいのだという考え方では、事務局の指導を受けても、最終的には農業委員会が採決することを踏まえたと、今回あまりにも相手側は時期を急いでいる感じを受けます。これはダメだということではなく、一旦時間をおいて、今月この場で採決するのではなく、1回保留ということで、上程しないで、やはり様々な意見がありますので、こういった案件は満場一致で進めていければいいのではないかと思います。汚点を残さないような形で再度申請をしていただくのが一番妥当ではないかと思います。その辺も含めて審議を進めていただければと思います。

議長 (荒井 一夫) 次に相馬委員。どうぞ。

相馬 和恵委員 言いたかったことは佐藤委員と同じようなことなのですが、基本的に申請者と所有者は申請が必要だということを認識しているのでしょうか。それとも分からなくて進めてしまったとか、そういうところを知りたいと思います。

議長 (荒井 一夫) それについては、事務局で説明願います。

事務局 (田口 靖貴) 今回の申請者は、深澤正夫さんという元市職員が申請者の代理人を務められています。以前農振の担当をされていたこともあるということをお聞きしております。今回、農振除外と農地転用の許可が出てからでないといと工事ができないということによくご存じかと思いません。今回、木を切る、伐根ということは問題ないかと思うのですが、土留めの部分は、ご本人さんは事前着工にあたるには認識していなかったのかと思うところがあります。

議長 (荒井 一夫) よろしいですか。では、他の委員さんはありますか。

<高崎委員挙手>

議長 (荒井 一夫) はい、高崎委員。

高崎 真一委員 先ほどからの委員の話を聞いておりますと、事前着工という、はっきりしたことが出ておりますし、早急に決めるということではなく、保留とし、時間をおいて、2か月ないし3か月の期間をおいてからもう

一度審議いただいたらいいと思います。

議長 (荒井 一夫) 他にありますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それでは、いろいろ意見が出ている案件でありますので、本日参加いただいております推進委員さんから何かご意見ございますか。

<挙手なし>

議長 (荒井 一夫) それではですね、ご意見もなかなか出づらい状況でもあろうかと思えます。この案件についてこれから採決するかどうかも含めて話を進めたいと思えますが、ただいま5番の案件についてかなり集中的に話がありました。それから6番についてはどうでしょうか。現地調査委員からは5番、6番に若干問題があるのかなという報告でしたが、いかがでしょうか。

<木村委員挙手>

議長 (荒井 一夫) 木村委員どうぞ。

木村 光一委員 6番の案件ですが、中山委員からニュアンス的にちょっとというところがあったと思えます。私も調査班の一員として、優良農地、これは誰が見ても間違いのないと思えます。去年のいきさつがありましたが、今回は事務方も話していますが、認可の下りる方向であるということ、そういったことから優良農地というのは誰が見ても明らかですが、ただ、地元の推進委員の意見も付けながら進めていくのも一つかなというところもございます。やはり5番の案件も同じなのですが、事務的な考えではなく、現地の考え方もこれから必要になってくるかと思えます。そのための推進委員であり、これからの新生農業委員会だと思っております。そして、そこは何か方法があれば、ストレートに…ではなく、何か付帯の言葉を付けてあげたらいいのかなと感じております。

議長 (荒井 一夫) その他の方、何かありますか。

<清水委員挙手>

議長 (荒井 一夫) はい、清水委員。

清水 眞理子委員 6番の案件ですが、これは基盤整備をしている土地で、大田原土地改良区の管轄になっていますが、改良区から何かコメントは頂いているのかお聞きいたします。

議長 (荒井 一夫) はい、事務局。

事務局 (田口 靖貴) 大田原土地改良区へ現在意見照会をかけておりますが、まだ回答が来ていない状況であります。申請にあたりまして申請者と申請代理人である津久井測量で土地改良区の方には相談はしているとの報告は頂いております。

議長 (荒井 一夫) 他に何かありますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) ご意見もないようです。それでは、議案の5番と6番について、皆さんからの意見を伺っておりますと、早急な判断ではなく、保留にした方がいいだろうというご意見が多数であります。まず、5番については、それぞれの状況から申請は出ている、事前着工という部分については、土留めについてはどういう形の土留めであれば事前着工と見なされないのか、それから先ほど説明がありましたように、梨畑で伐根したために崩れるのを防ぐための土留めであるというニュアンスからすると、現状はまだ畑のままであるという状況も踏まえながら、ただ、現状としては早急な判断はしない方がいいだろう、このような意見が多数と受け取っております。それから6番につきましては、従前は三角地の道路に面している部分が開発可能な土地ではなかったことも踏まえて、この状況では認められないということもあって取り下げがあった。今回その道路に面している部分もすべて同意が得られているということですので、開発許可ができるであろうという前提から、事務局ともども受けているという内容であります。

そういったことも踏まえますと、一括での採決というわけにはいきませんので、まず4番までの案件について、賛成される方はご起立をお願いしたいのですが、このような採決の方法でよろしいでしょうか。

<異議なしの声あり>

議 長 (荒井 一夫) それではまず申出番号1番から4番までの案件について、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。申出番号1番から4番までについては、原案のとおり承認することといたします。

次に、申出番号5番の案件ですが、これは先程来の皆さんのご意見で、早急な判断ではなく保留がいいだろうということですが、そういったことでよろしいですか。

<異議なしの声あり>

議 長 (荒井 一夫) それではそういう方向で採決をいたします。申出番号5番について、保留ということに賛成の方はご起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。申出番号5番については、保留ということで今回採決しないことといたします。

次に申出番号6番の案件ですが、2人の方から発言がありましたが、他の委員さんからご意見を聞いていませんが、採決してよろしいですか、何かご意見ございませんか。

＜津久井委員挙手＞

議 長 (荒井 一夫) はい、津久井委員。

津久井 勝之委員 この案件につきましては、大田原土地改良区がありまして、そちらから返事待ちということで事務局から説明がありましたので、まず、その返事を確認してから採決するのが一番いいと思います。また、私も確認したいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 (荒井 一夫) その他何かご意見ございますか。

＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) それでは、6番の案件についても確認事項があるという前提になりますので、保留ということによろしいでしょうか。

＜異議なしの声あり＞

議 長 (荒井 一夫) それでは、申出番号6番について、保留ということに賛成の方はご起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。申出番号6番については、保留ということで、申出番号5番と6番については、本日総会では採決しないことで決定いたします。

次に、編入案件の7番についてであります。質疑等ございますか。

＜挙手なし＞

議 長 (荒井 一夫) それでは、土地改良を進めるうえで利用するという内容でありますので、こちらについては採決することといたします。

申出番号7番について、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。申出番号7番については、原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 (和久翔一郎) <総会資料別冊に基づいて読み上げ>

認定農業者新規申請 9件

再認定・計画変更 38件

未更新 7件

認定農業者予定数 1006件

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜質疑なし＞

議 長 (荒井 一夫) それでは、質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第8号は原案のとおり承認することといたします。

以上で本日予定された議事の審議は、すべて終了いたしました。

議 長 (荒井 一夫) 次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたら願いたします。

<中山委員挙手>

議 長 (荒井 一夫) はい、中山委員。

中山 知代子委員 今回優良農地という言葉を使いましたが、この優良農地について、もう少し皆さんと意見を交わしたいと思っていますので、その機会を作っていただければと思いますのでよろしくお願いします。

議 長 (荒井 一夫) はい、お聞きしておきます。その他ありますか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) それでは、皆さん無いようですので、以上で第19回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後3時8分 閉 会